

犯罪被害者等の権利利益の保護等を図るための施策の推進に関する条例の概要

【目的（第1条）】

- ・犯罪被害者等支援の基本理念の設定
- ・県、県民、事業者等の責務の明確化
- ・犯罪被害者等支援の基本事項の設定

- ・犯罪被害者等の権利利益の保護
- ・犯罪被害者等が受けた被害の回復や生活の再建
- ・犯罪被害者等への理解の促進

犯罪被害者等を支え、誰もが安全に安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与

を図るための施策を推進

【用語の定義（第2条）】

犯罪等、犯罪被害者等、犯罪被害者等支援、二次被害、再被害、民間支援団体

【犯罪被害者等支援の基本理念（第3条）】

- ① 犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇が保障
- ② 犯罪被害者等が受けた被害の状況・原因、二次被害の有無等の状況に応じ適切に実施。二次被害が生じることのないよう配慮
- ③ 必要な支援が途切れることなく提供
- ④ 国、県、市町、民間支援団体等による相互の連携及び協力の下に推進

各主体の責務

〔兵庫県（第4条）〕

- ・総合的かつ計画的な施策の策定・実施
- ・市町への情報提供・助言等の支援

〔県民（第5条）〕

- ・犯罪被害者等が置かれている状況・支援の必要性の理解
- ・二次被害が生じることのないよう配慮

〔民間支援団体（第7条）〕

- ・専門的な知識・経験を活用した支援の実施

〔事業者（第6条）〕

- ・犯罪被害者等が置かれている状況・支援の必要性の理解
- ・二次被害が生じることのないよう配慮
- ・犯罪被害者等である従業員に必要な支援の実施・就業に配慮

〔市町（第8条）〕

- ・地域の状況に応じた施策の策定・実施

犯罪被害者等支援に関する計画を策定（第9条）

総合的な支援窓口の設置、関係機関が情報・意見を交換する場を設定（第10条）

施策を推進するための財政上の措置等（第11条）、個人情報の適切な取扱い（第12条）

《基本的な犯罪被害者等支援施策》

| | |
|-----------------------------|---|
| 第13条 相談への対応、必要な情報の提供等 | 第21条 死傷者が多数に上る等重大な犯罪等への対応 |
| 第14条 損害賠償の請求に関する情報の提供等 | 第22条 県民が県外で被害にあった場合や、県内に住所を有しない者が県内で被害にあった場合の支援 |
| 第15条 心身に受けた影響からの回復に向けた支援 | 第23条 保護、捜査等の過程における被害者等への配慮 |
| 第16条 一時保護や防犯指導等による安全の確保 | 第24条 被害者等の状況や支援の必要性の県民・事業者の理解促進 |
| 第17条 県営住宅入居への配慮等による居住の安定等 | 第25条 民間支援団体に対する支援情報の提供等の実施 |
| 第18条 事業者に対する啓発等による雇用の安定等 | 第26条 被害者等の状況や支援の必要性の児童生徒等への教育 |
| 第19条 刑事手続の進捗状況等に関する情報提供等 | 犯罪により児童生徒等が教育を受けることが妨げられない支援 |
| 第20条 助成に関する情報提供・助言等の経済的負担軽減 | 第27条 県・市町、民間支援団体の職員の人材の育成 |

附則：3年を経過するごとに条例の施行の状況について検討